

令和2年7月29日

国民年金保険料収納事業に係る調達手続きの不落に関する報告 及び今後の対応方針について

1. 概要

令和2年7月16日及び17日において、市場化テスト事業である国民年金保険料収納事業の開札を実施しましたが、全国18地区の契約地区のうち1地区において不落が発生しました。本件を受け、今後の取り組みについて、以下の通りご報告します。

2. 調達内容

国民年金保険料収納事業は公共サービス改革法（以下「公サ法」という。）第33条に基づき、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料滞納者※すべてに対して電話や文書、個別訪問等による納付督促業務及び実施状況報告業務を行っています。

今回は令和2年10月1日から令和5年4月30日までの期間について、全国312事務所を18の契約地区に分け、調達を行いました。

※ 保険料滞納者とは国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納付期限内に納付しない者をいう（ただし、日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。）。

3. 調達結果

令和2年5月21日に入札公告を行い、3社から企画提案書の提出がありました。

令和2年7月9日に応札希望者による企画提案書のプレゼンテーション、令和2年7月13日に提案書評価委員会を開催し、全ての契約地区において技術評価点を決定しています。

その後、令和2年7月16日及び17日に入札及び開札を行い、18契約地区中17契約地区については落札業者が決定しましたが、南関東③地区については2社の入札があったものの、いずれも予定価格を超過し、再入札を辞退したことから不落となりました。

4. 今後の取り組み方針

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要領において、「入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。」としています。

このため、今回不落となった南関東③地区については事業内容の見直しも含めて検討し、再度調達手続きを進めることとします。

しかしながら、再度の調達手続きを経て事業開始となるまで、概ね6か月程度の期間を要することが見込まれ、その間について事業に空白が生じた場合は未納者に対する納付督促が行われず、収納事業全体に大きな影響が生じることが懸念されます。

このため、南関東③地区については、再度の調達手続きが完了するまでの間について、以下の（１）又は（２）の方針により対応を進めることとしています。

（１）契約期間の延長に係る協議

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要領においては、不落となった際の対応として、「再度の公告と入札を実施することとなった場合、落札者となるべき者が事業を開始するまでの期間、入札対象地区の現契約者の契約期間を、日本年金機構と民間事業者が協議の上、最長で6か月間延長することができるものとする。」としています。

このため、平成29年10月開始事業における契約事業者である「日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体」に対し、現在、契約期間の延長に係る協議を行っています。

（２）契約延長の協議が不調となった場合

上記（１）の協議が不調となった場合は、再度の公告及び入札を実施するまでの間、民間事業者による国民年金保険料収納事業の実施が不可能となります。

日本年金機構では、民間事業者へ業務の委託をすることを前提に、年金事務所の定員を設定していることから、空白期間について、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施する場合、新たに特定業務契約職員等を雇用し、業務を実施することとなります。

その場合は、業務従事者の雇用の確保及び業務の習熟に相当の期間を要することから、事業の空白期間を埋めることは困難です。

このため、新たな民間競争入札による業務開始までの空白期間については、代替措置として、保険料滞納者に対する納付の案内及び勧奨に業務を限定した「国民年金保険料納付案内・勧奨事業」による随意契約を行うための手続きを進めることとしています。

5. 国民年金保険料納付案内・勧奨事業の業務内容

市場化テスト事業における国民年金保険料収納事業は民間委託事業者により保険料の納付の勧奨及び請求等を行うものであり、そのうち請求業務については、公サ法第 33 条第 4 項に定める国民年金法の特例により、弁護士法第 72 条の規定を適用しないものとされています。

当該事業における納付の請求業務とは、督促にあたり滞納者に対して納付を請求する行為、具体的な納付の約束をする行為等があたります。

今回、随意契約として実施する国民年金保険料納付案内・勧奨事業は、**公サ法第 33 条が適用されないため、電話又は訪問により滞納者と接触した際には、納付の案内に限定し実施することとなります。**

従来の国民年金保険料収納事業と異なり、具体的な請求行為及び納付約束の取り付けはできないものの、本事業により保険料滞納者に対する納付の案内を確実に実施することで、調達完了までの影響を最低限に留めます。

(参考) 契約地区別の開札結果

契約地区	管轄地域	応札事業者数	入札結果
北海道	北海道	1 社	落札
東北	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	1 社	落札
北関東信越①	茨城、栃木	1 社	落札
北関東信越②	埼玉	2 社	落札
北関東信越③	群馬、新潟、長野	1 社	落札
南関東①	千葉	2 社	落札
南関東②	東京（特別区、島しょ部）	2 社	落札
南関東③	東京（多摩地区）、山梨	2 社	不落
南関東④	神奈川	2 社	落札
中部①	富山、石川、愛知	1 社	落札
中部②	岐阜、三重、静岡	1 社	落札
近畿①	福井、滋賀、京都、兵庫	2 社	落札
近畿②	大阪（大阪市内）、奈良	2 社	落札
近畿③	大阪（大阪市外）、和歌山	2 社	落札
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1 社	落札
四国	徳島、香川、愛媛、高知	1 社	落札
九州①	福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄	1 社	落札
九州②	熊本、宮崎、鹿児島	2 社	落札